

## < 果実的野菜 >

### 1-1 すいか [ハウス]

#### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- すいかは道央の岩宇地域および道北の富良野、上川の盆地などでハウス栽培されている。作型は半促成（ハウス・トンネル・マルチ）である。品種は「マイティー21」「祭ばやし777」「タヒチ」「マダーボール」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は6 kgN/10a、分肥は着果揃い後に6 kgN/10aである。作付回数が増えるにつれて作土層の硝酸態窒素、リン酸および塩基類が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し施肥の適正化を図る。周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし、麦類など緑肥作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出すること。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、生物農薬の利用、対抗植物の導入を進めるとともに、ウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチを利用したり、施設の開口部を防虫ネットで覆う。物理的土壌消毒（蒸気消毒など）を行い、病虫害の発生を可能な限り低減する。また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。雑草対策として、マルチ栽培および手取り除草により除草剤の使用を削減する。

#### ◎ 持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t /10a。 前作物の後作緑肥、休閒緑肥 または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

（留意事項） ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

#### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

#### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 1-2 すいか [露地]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- すいかは道央の岩宇地域および道北の富良野、上川の盆地などで露地栽培されている。作型は早熟（トンネル・マルチ）などである。品種は「マイティー21」「祭ばやし777」「タヒチ」「マダーボール」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は5 kgN/10a、分施は着果揃い後に4 kgN/10aである。なお、かぼちゃ台木の場合は20～40%減肥する。作付回数が増えるにつれて作土のリン酸および塩基類が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し施肥の適正化を図る。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、生物農薬の利用、対抗植物の導入を進めるとともに、ウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチを利用する。また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。雑草対策として、マルチ栽培や機械および手取り除草などにより除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t /10 a 以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

（留意事項） ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 2-1 メロン [ハウス]

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- メロンは主に道央、道北で栽培され、作型は加温半促成（ハウス・カーテン・トンネル・マルチ）、無加温半促成（ハウス・トンネル・マルチ）、抑制（ハウス・トンネル・マルチ）などである。品種は橙色系の「ルピアレッド」「夕張キング」「キングルビー」「レッド113」、淡緑色系の「GO8」「キングメルティ」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は8 kgN/10a、分施は着果揃い後に6 kgN/10aである。作付回数が増えるにつれて作土層の硝酸態窒素、リン酸および塩基類が蓄積する場が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料への転換を図る。なお、土壌の塩類濃度が高い場合はとうもろこし、麦類など緑肥作物を無肥料栽培し、必要に応じ搬出する。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、抵抗性台木および生物農薬の利用、対抗植物の導入を進めるとともに、ウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチを利用したり、施設では開口部を防虫ネットで覆う。物理的土壌消毒（土壌還元など）を行い、病虫害の発生を可能な限り低減する。また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。雑草対策として、マルチ栽培や敷わらなどにより除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t / 10 a。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥 または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量） の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用を できるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 2-2 メロン [露地]

ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- メロンは主に道央、道北で露地栽培され、主な作型は露地普通（無マルチ・マルチ）、早熟（トンネル・マルチ）および抑制（トンネル・マルチ）などである。品種は橙色系の「夕張キング」「ルピアレッド」「キングルビー」、淡緑色系の「G08」「キングメルティ」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は6 kgN/10a、分施は着果揃い後に4 kgN/10aである。作付回数が増えるにつれて作土のリン酸および塩基類が蓄積する場合が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、適正輪作、抵抗性台木および生物農薬の利用、対抗植物の導入を進める。  
ウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチを利用する。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策として、マルチ栽培や敷わらなどにより除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 2 t /10 a 以上。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

### 3-1 いちご [ハウス]

#### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- いちごは道東北、道央、道南で栽培され、主な作型は促成（ハウス加温・同無加温）、四季成り（雨よけハウス・ハウス）などである。品種は「けんたろう」「きたえくぼ」「とちおとめ」「ペチカ」「エッチェス-138」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は8 kgN/10a、分肥は融雪後に4 kgN/10aである。マルチ条件では肥料成分の溶脱が少ないので、全量基肥が可能である。作付回数が増えるにつれて作土層の硝酸態窒素、リン酸、塩基類が蓄積する場合は多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。土壌管理はできるだけ高畝栽培とし、併せて排水対策を十分に講ずること。周年被覆型ハウスでは塩類集積の恐れがあるので、塩類集積回避型肥料へ転換を図る。たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性の改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。心土破碎など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害防除では、天敵や微生物農薬など生物農薬の利用、物理的土壌消毒（太陽熱消毒、土壌還元消毒）を実施するとともに、ネグサレセンチュウ類に対して対抗植物を利用する。ウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチを利用したり、施設の開口部を防虫ネットで覆う。雑草対策として、マルチ栽培および手取り除草により除草剤の使用を削減する。

#### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥4 t /10 a。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素成分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	温湯種子消毒技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

- 〈留意事項〉
- ・ 採苗ほのシクラメンホコリダニ対策として苗の温湯処理を行う場合は、恒温水槽で苗を42～43℃の温湯に30～60分浸漬する。
  - ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

#### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

#### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

### 3-2 いちご [露地]

#### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- いちごは道東北、道央、道南で栽培され、主な作型は露地普通（無マルチ・マルチ）、早熟（トンネル・マルチ）などである。品種は「宝交早生」などである。
- 施肥標準の基肥窒素施肥量は8 kgN/10a、分肥は融雪後に5 kgN/10aである。  
マルチ条件では肥料成分の溶脱が少ないので、全量基肥が可能である。  
作付回数が増えるにつれて作土のリン酸および塩基類が蓄積する機会が多いので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
いちごは、融雪水が停滞すると生育が遅れるばかりでなく、湿害や品種によっては先白果発生を助長する恐れがあるので高畝栽培とし、併せて排水対策を十分に講ずる。  
また、たい肥の施用や緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図る。
- 病虫害防除では、微生物農薬など生物農薬の利用、ネグサレセンチュウ類に対して対抗植物の導入を進めるとともに、ウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチを利用する。  
また、有機物の補給と連作障害回避のため前作に緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策として、マルチ栽培や機械および手取り除草などにより除草剤の使用を削減する。

#### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区分	技術名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥2 t /10 a 以上。 前作の後作緑肥、休閑緑肥または後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	温湯種子消毒技術 機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 抵抗性品種栽培・台木利用技術 天然物質由来農薬利用技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

- 〈留意事項〉
- ・ 採苗ほのシクラメンホコリダニ対策として苗の温湯処理を行う場合は、恒温水槽で苗を42～43℃の温湯に30～60分浸漬する。
  - ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

#### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

#### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。

## 4 まくわうり

### ア 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容

- まくわうりは道央地域で栽培され、作型は無加温半促成（ハウス・トンネル・マルチ）、露地早熟（トンネル・マルチ）などである。品種は「北海カンロ」である。
- 標準的な窒素施肥量は14kgN/10a程度である。  
作付回数が増えるにつれて作土の硝酸態窒素、リン酸、塩基類が蓄積する場合があるので、土壌診断を実施し、これに基づき土壌の改良や施肥の適正化に努める。  
たい肥の施用や休閑・後作緑肥の導入による土壌の健全化（物理性・化学性などの改善）を図り、その際同時に適正な減肥対応を行う。  
心土破砕など耕盤層対策を実施し、十分な根域を確保する。
- 病虫害対策として、連作を避けた適正輪作を行い、ウイルス媒介アブラムシ対策として光反射性マルチを利用する。  
ハウス作型では、物理的土壌消毒（土壌還元など）を行い、病虫害の発生を可能な限り低減する。  
また、連作障害回避のため緑肥作物あるいは他科作物の導入に努める。  
雑草対策として、マルチ栽培や機械および手取り除草などにより除草剤の使用を削減する。

### ◎持続性の高い農業生産方式に係る技術（省令指定）

区 分	技 術 名	使用の目安
たい肥等施用技術	たい肥等有機質資材施用技術 緑肥作物利用技術	たい肥 4 t/10a(ハウス)、2 t/10a以上(露地トンネル、マルチ)。 前作物の後作緑肥、休閑緑肥または、後作緑肥を利用。
化学肥料低減技術	局所施肥技術 肥効調節型肥料施用技術 有機質肥料施用技術	現行の化学肥料（窒素分量）の施用をできるだけ減らす。
化学農薬低減技術	機械除草技術 生物農薬利用技術 対抗植物利用技術 天然物質由来農薬利用技術 土壌還元消毒技術 熱利用土壌消毒技術 光利用技術 被覆栽培技術 マルチ栽培技術	現行の化学合成農薬の使用をできるだけ減らす。

〈留意事項〉 ・ 生物農薬利用技術の生物農薬とは、農薬取締法第1条の2第2項の天敵（天敵昆虫、微生物農薬（生きているもの。死菌は除く。））であって、同法2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けたものである。

### イ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項

持続性の高い農業生産方式の導入に当たっては、市町村・農協等の分析施設を活用した土壌診断や農業改良普及センターによる施肥等の指導を受けることが適当である。

### ウ その他必要な事項

地力増進法に基づき地力増進地域に指定されている市町村では、「地力増進対策指針」に基づく対策を行うこと。